

## 太陽グラントソントン Advisory Insights

CFO アドバイザー

今回のテーマ： IPO にかかわる関係者 2 会計監査人

前回は IPO に係わる関係者として証券会社について説明しました。今回は証券会社と並んで準備を進めるにあたって重要な関係者である会計監査人中心に説明します。また、証券会社、会計監査人以外にも IPO に係わる関係者は多くいます。そうした関係者についてもあわせて説明します。

### 1. 会計監査人(監査法人)

上場会社は投資家に、市場に有用な情報を提供する必要があり、このなかに財務諸表も含まれます。専門家としてこの財務諸表の会計監査を行うのが会計監査人です。

会計監査人の業務は公認会計士または監査法人でなければできませんが、そのなかでもより専門性が必要とされる上場会社の財務諸表監査等の業務は上場会社監査事務所名簿に記載された者ではないと行うことはできません。

以下説明するように IPO 準備にあたっては一定の期間、会計監査人の関与が必要となります。加えて、IPO 準備には、特有な事項も多く、会計知見を有していない準備会社も少なくないことから、会計監査人には一定の指導力が必要です。IPO 監査実績のある会計監査人はそれほど多いとはいえません。なお、この項では実態に鑑み以下会計監査人の呼称は法令等の条文引用の部分を除き「監査法人」に統一しています。

#### (1) 監査法人の役割

取引所の上場基準や金融商品取引法の規定により、2 会計年度および申請年度について上場会社監査事務所名簿に記載された公認会計士または監査法人による監査報告書が必要です。

金融商品取引所の上場審査基準(東証においては、有価証券上場規程 211 条。以下有価証券上場規程については東証の条文)では、最近 2 年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近 1 年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等について、監査人による金融商品取引法第 193 条の 2 の規定に準ずる監査、中間監査又は期中レビューを受けていること、が求められています。

また、IPO 時のオフERING(募集、売出し)にあたっては有価証券届出書の作成、提出が必要になりますが、届出書には直近 2 期分の財務諸表について、監査報告書の添付が義務付けられています。

監査とともに会計制度の整備や内部統制にかかわるサポートも含め、上場にあたっては監査法人の関与が不可欠です。株式上場に向けた具体的な準備作業を効果的かつ効率的に行うためには、できるだけ早い時期から監査法人の関与を仰ぎ、指導・助言を受けることが望ましいといえます。

#### (2) 監査法人の選定

上述のように、上場にあたっては、監査対象期間(通常は 2 年間)があるので、それ以前に監査法人を選定し、監査契約を締結することが必要となります。上場する会計年度を N 期、それ以前の期を N-1 期、N-2 期、ということがありますが、この言い方に添って言えば、N-3 期、想定している上場タイミング 3 年半から 2 年半前が一般的な選定タイミングと言えます。

監査契約締結にあたっては、その前に監査法人によるショート・レビューと呼ばれるプロセスが行われます。IPO 準備に際しての課題抽出と、改善策を明確化し、準備会社と監査法人が課題を共有することがその目的です。また、ショート・レビューは監査法人の契約締結判断に活用されます。

IPO 会社の監査を担当する監査法人は増加傾向にあります。選定に際しては、費用ではなく、監査法人の実績や担当チームの能力も比較して検討することが肝要です。

## 2. 各種支援会社

上場準備はさまざまな分野にわたることや時間的な制約もあることから、すべて社内のリソースで対応することは難しいのが現実です。最近はこのようにした需要に応えるためにさまざまな分野の支援を行う会社を活用するケースも増えてきています。

### (1) IPO にあたってスポットで必要となる業務

上場審査にあたり必要となる書類の作成支援

- 新規上場申請のための有価証券報告書 I の部、II の部
- 新規上場申請者に係る各種説明資料(グロース市場)

各種規程類の制定支援、内部統制の整備及びおよびそれに伴い必要となる書類の作成支援  
証券審査、取引所審査のプロセス管理、回答書作成支援 など

### (2) 会社運営上必要であるが IPO 準備にあたり追加的な対応が必要な業務

会計制度構築の支援、IFRS コンバージョンサポート

事業計画、予算統制体制の構築や運用の支援

内部監査、監査役監査の態勢整備や運営支援、リスク管理体制の構築、運営支援

取締役会等運営のガバナンス体制構築、運営支援 など

### (3) オファリングに関連する業務

エクイティ・ストーリーの策定支援、ロードショー対応支援 など

自社リソースが足りない場合や要員確保に時間がかかると見込まれる場合には、こうした支援会社の活用を積極的に考慮することも必要です。社内リソースの状況や上場後を展望した必要性、事業の特徴や準備状況、IPO までの準備期間などを勘案して検討します。

もっとも、こうした支援会社を活用し、業務の一部もしくは全部をアウトソーシングする場合、意思決定、戦略立案など準備会社としての方向性を決定する判断は自ら行う必要があること、アウトソーシングした業務内容についての準備会社が深く理解した上で当該業務の評価を行う必要があること、万が一委託先が業務受託を継続できなくなるような状況が発生した場合であっても代替先が確保できる状況になければならないであること、といった点には留意が必要です。

支援会社は、上述の業務を幅広く手掛けている先から特定の業務の特化している先、個人ベースで行っている先など多種多様です。各者それぞれに特徴があるので、吟味して活用することが肝要です。

## 3. その他の専門家

これまであげた以外にも IPO 準備に際してはさまざまな関係者が関与します。IPO とその準備は、長期にわたり、かつ、対応すべき事項の領域が広範にわたるプロジェクトであるため、関係者は非常に多くなります。弁護士・税理士・社会保険労務士などの職業専門家に IPO に際しての個別の専門的論点について意見を求めるケースも増えていきます。

### (1) 株式事務代行機関

株式事務代行機関は、会社法において、会社に代わって株主名簿の作成及びおよび備置きその他の株主名簿に関する事務を行う者として規定されており（会社法第 123 条）、株主名簿作成事務等の受託、議決権および配当等株主に付与される各種の権利の処理を行います。

金融商品取引所の上場審査基準(有価証券上場規程 211 条)においては、株主名簿管理人の設置が、形式要件として義務付けられていることから、IPO にあたっては一定の時期において株式事務代行機関としての株主名簿管理人を設置する必要があります。

## (2) 印刷会社

印刷会社は、申請関連の各種書類の作成支援、資料作成ツールの提供等、実務全般の支援を行っています。開示関連の書類は様式や記載要領が法令等で決まっており、記載内容も多岐にわたることから、通常知見を有する印刷会社の支援を受けています。また、証券印刷会社は上記に加えて目論見書の印刷も行います。

## (3) 各種の専門家(弁護士、社会保険労務士、税理士、弁理士など)

会社法をはじめコンプライアンス面やビジネスに関係する法令遵守に関するアドバイスをを行う弁護士や開示書類のアドバイスを資本市場に精通した弁護士に求めることも増えてきています。また、主幹事証券会社からの要請により、弁護士による法務デュー・ディリジェンスや社会保険労務士による労務デュー・ディリジェンスが行われる場合もあります。

このほか最近では労務関連の対応事項も多いことから社会保険労務士の関与を仰ぐことも多くなっています。自社の労務面全般の課題洗い出しや対応アドバイス等において活用されているほか、税務面のアドバイザーとしての税理士や、知的財産権のアドバイザーとして弁理士が関与するケースも見られます。

また、新株や新株予約権の発行にあたってのストラクチャー設計、各種ドキュメント作成や価値算定などに会計士、税理士などが関与する場合もあり、法人形態でこうした業務を専門に提供している会計士、税理士といった専門家もいます。

今回は会計監査人を中心に各種の支援会社について説明してきました。これらの選定、活用にあたっては、IPO の成否にも影響を与えることから、比較検討し慎重に選定することが肝要です。